

第114回

# 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2025年6月26日（木曜日）午前10時  
(受付開始：午前9時30分)

**場所** 東京都江東区有明三丁目5番7号  
TOC有明4階 WESTホール

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

## 会場のお知らせ

昨年より新たな会場にて開催しておりますので、末尾  
の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



東洋埠頭株式会社



貿易立国日本を支え96年。  
独自のノウハウと幅広い物流ネットワークを駆使し、  
お得意さまのニーズにおこたえいたします。

### 経営理念

- お得意さまのニーズにこたえ信頼される会社となろう
- 英知と行動で会社の明日を開いていこう
- 常に自己啓発を心がけ日に日に成長する人間となろう
- 自由闊達、清新な社風を受け継いでいこう

## 株主の皆さんへ

株主の皆さんにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、  
厚く御礼申しあげます。第114回定時株主総会の招集のご通知をお  
届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

2024年度は、2023年度から引き続き、全般として荷動きが低  
調に推移し、2025年3月期の連結業績は営業収益、営業利益とも  
に前年度を若干上回る結果となりました。2025年度は経営三力年  
計画の最終年度となります。業績の改善を図るとともに、将来を見  
据えて積極的な投資を行い、中長期的な経営基盤の強化に努めてま  
いります。

良い伝統を守り活かしながら、会社を変化させて、グループ一丸  
となって経営三力年計画の達成を目指してまいります。そして、  
2026年度から始まる次の中期経営計画につながる土台を築いてま  
いります。

株主の皆さんにおかれましては、何卒変わらぬご支援を賜ります  
ようお願い申しあげます。

2025年6月

代表取締役社長 原 匠史



(証券コード9351)  
2025年6月9日  
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株主各位

東京都中央区晴海一丁目8番8号  
**東洋埠頭株式会社**  
代表取締役社長 原 匡史

## 第114回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類などの内容である情報（電子提供措置事項）につきまして電子提供措置をとっており、インターネット上の次のウェブサイトに「第114回定期株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

[https://www.toyofuto.co.jp/ir/  
event/pdf/114\\_shoshutsuchi.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/ir/event/pdf/114_shoshutsuchi.pdf)



### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9351/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所のウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東洋埠頭」または「コード」に当社証券コード「9351」をご入力・ご検索していただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択の上、「縦覧書類」にあります「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権をご行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都江東区有明三丁目5番7号  
TOC有明4階 WESTホール

3. 目的事項 報告事項 1. 第114期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第114期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権をご行使された場合の議決権行使書におきまして、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いさせていただきます。
- (2) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いさせていただきます。  
また、インターネットにより複数回、議決権をご行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおきまして、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

## 議決権行使方法のご案内

いずれかの方法にて、是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時 受付分まで

QRコードの  
読み取りにより  
簡単にできます！



#### QRコードを 読み取る方法

- ① 同封の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された  
「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



または

#### ログインID・仮 パスワードを 入力する方法

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。  
② 議決権行使書副票に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。  
③ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力

「ログイン」  
をクリック

インターネットによる議決権行使に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

受付時間 9:00~21:00（通話料無料）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 郵送による議決権行使

一

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、ご返送ください。

行使  
期限

2025年 6月25日 (水曜日)  
午後5時 到着分まで



各議案の賛否をご記入ください

賛成の場合

「賛」の欄に○印

反対の場合

「否」の欄に○印

役員選任議案におきまして一部の候補者に反対の場合

「賛」の欄に○印をし、

下の空欄に反対する候補者の番号を記入

議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に一週間程度要する場合がございます。確実な到着を期するため、お早めにご投函ください

ますようお願い申しあげます。

## 株主総会への出席



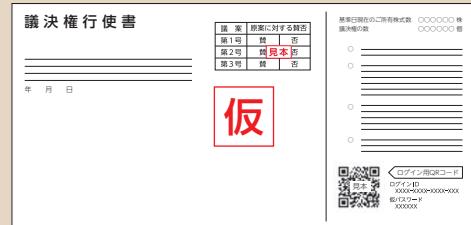
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年 6月26日 (木曜日)  
午前10時

場所

TOC有明  
4階 WESTホール



## 配当金額収証にて配当金をお受取りの株主さまへ

## 口座受取りによる配当金受取りのご案内

□座受取りによる  
配当金受取りは  
●らい忘れなし  
郵便局窓口に  
行く必要なし

お手続きは「カンタン」、  
証券会社の口座にて  
株式を所有されている株主さま  
お取引の証券会社に  
お申し出ください。

証券会社に口座をお持ちでない株主さま  
(特別口座管理の株主さま)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部にご連絡ください。

通話料無料 **0120-232-711**

受付時間9:00～17:00(土・日・祝日などを除く)

口座受取りによる配当金受取り方法には次の**1～3**の方式がございます。株主さまのニーズに応じてお選びください。

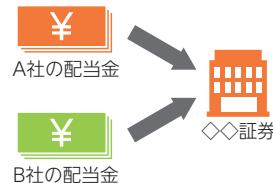
## 証券口座 にて受領する

保有株式の管理口座が  
信託銀行の  
**特別口座**の場合、  
**1**は選択できません。

## 1 株式数比例配分方式

お取引の証券会社の証券口座にて  
配当金をお受取りいただける方式です。

※「NISA」少額投資非課税制度におきまして、配当金などの非課税の適用を受けるためには、本方式（株式数比例配分方式）をご選択いただかなければなりません。

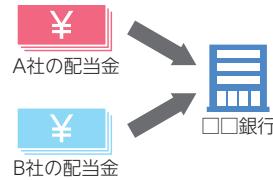


## 銀行口座 にて受領する

## 2 登錄配當金受領口座方式

すべての銘柄の配当金を、予めご指定いただいた1つの銀行などの口座にてお受取りいただける方式です。

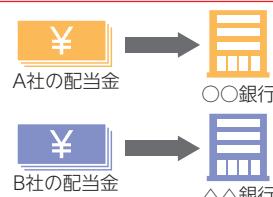
※一回のお申込みにより、所有されているすべての銘柄のお手続ができます。



### 3 個別銘柄指定方式

銘柄ごとに銀行などの口座をご指定いただき、配当金をお受取りいただける方式です。

※銘柄ごとの手続が必要です。



特別口座を除き、お手続・お問い合わせはお取引の証券会社へ

**特別口座とは** 株券電子化実施時に株券を預託されなかつた株主さまの権利を保全するために、発行会社の申し出により株主さま名義にて開設いたしました暫定的な口座であり、この口座にて株式を売買することはできません。

●特別口座の株主さまは三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部までお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-232-711 (通話料無料) 受付時間: 9:00~17:00 (土・日・祝日などを除く)

# 株式のお手続につきまして

## ご案内

※ご一読ください

### 特別口座にて株式をご所有の株主さまへ

2009年1月5日に実施されました株券電子化により、すべての上場会社の株式は、証券会社などの口座管理機関の口座にて電子的に管理されております。株券電子化移行時点におきまして、ご所有の株式を証券保管振替機構に預託されなかった株主さまにつきましては、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に「特別口座」を開設させていただいております。しかしながら、特別口座の株式につきましては、特別口座のままで売買ができませんので、特別口座から証券会社口座への振替などをお願いいたします。

### 特別口座に記録されているかどうかのご確認方法につきまして

次の三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部までお問い合わせください。

### 特別口座から証券会社口座への株式移管の方法



### 証券会社口座への振替以外に、売買を行う方法につきまして（単元未満株式に限ります）

特別口座にある株式が単元未満株式（100株未満の株式）の場合、当社に対して買い取りをご請求いただくことができますので、三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-232-711 (通話料無料) 受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日などを除く)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、配当方針に基づき、次のとおりいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭いたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、258,993,805円となります。

これにより、中間配当金25円を含めた年間配当金は、1株につき60円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日いたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（7名）は任期が満了となりますので、改めて監査等委員でない取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、取締役候補者の選任方針を踏まえ、監査等委員である取締役を含む過半数が独立社外取締役にて構成する任意の指名・報酬諮問委員会での審議・検討プロセスなどを検討した結果、特段指摘すべき事項はございませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	性別
1	はら まさふみ 原 匡史	代表取締役社長	14/14回 (100%)	男性
2	にし しゅういち 西 修一	専務取締役 川崎支店長	14/14回 (100%)	男性
3	みかみ しんじ 三上 慎治	常務取締役 業務部長・関西・中京地区統括、 青果営業部、国際営業部、 経営企画部、デジタル推進部、 通関部管掌	14/14回 (100%)	男性
4	とみなが わたる 富永 超	取締役 執行役員志布志支店長、 九州地区統括、 コンテナ事業推進部管掌	14/14回 (100%)	男性
5	おおの ぶいち 大野 武一	執行役員経理部長、業務監査部担当	—	男性
6	ほり たつよし 堀 龍義	社外 独立役員 社外取締役	14/14回 (100%)	男性
7	なんぶ まさみつ 南部 雅実	社外 独立役員 社外取締役	10/10回 (100%)	男性

(注) 南部雅実氏の取締役会出席状況につきましては、2024年6月26日開催の第113回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号

1

はら  
原 まさふみ  
匡史

生年月日 .....1959年11月12日  
所有する当社株式数 .....31,700株  
取締役会出席状況 .....14/14回 (100%)



男性

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社に入社
- 2009年 6月 執行役員経営企画部長
- 2010年 6月 取締役執行役員業務部長兼営業部、経営企画部担当
- 2013年 4月 取締役常務執行役員業務部長兼港運部長兼営業部、青果営業部、国際営業部担当
- 2014年 4月 代表取締役社長 (現任)

監査等委員でない取締役候補者とした理由

現在、代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験、実績、見識を有していることから、監査等委員でない取締役候補者とするものです。

候補者番号

2

にし  
西 しゅういち  
修一

生年月日 .....1961年1月16日  
所有する当社株式数 .....11,600株  
取締役会出席状況 .....14/14回 (100%)



男性

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- 1986年11月 当社に入社
- 2010年 6月 執行役員志布志支店長
- 2014年 4月 執行役員川崎支店長
- 2014年 6月 取締役執行役員川崎支店長
- 2016年 4月 取締役執行役員川崎支店長 港運部管掌、担当
- 2017年 4月 取締役常務執行役員川崎支店長兼港運部長
- 2021年 6月 常務取締役川崎支店長兼港運部長
- 2022年 4月 専務取締役川崎支店長兼港運部長
- 2023年 4月 専務取締役川崎支店長、港運部管掌
- 2024年 4月 専務取締役川崎支店長 (現任)

監査等委員でない取締役候補者とした理由

志布志支店長、川崎支店長を歴任し、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有していることから、監査等委員でない取締役候補者とするものです。

候補者番号

3

みかみ  
三上 慎治

生年月日 ..... 1965年3月21日

所有する当社株式数 ..... 8,300株

取締役会出席状況 ..... 14/14回 (100%)



男性

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社に入社  
2014年 4月 執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長  
2015年 1月 執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長兼大井事業所長  
2016年 4月 執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長  
2017年 6月 取締役執行役員青果営業部長兼川崎支店青果部長  
2018年 4月 取締役執行役員業務部長、青果営業部、国際営業部、経営企画部管掌  
2023年 4月 常務取締役業務部長、関西・中京地区統括、青果営業部、国際営業部、経営企画部、デジタル推進部管掌  
2025年 4月 常務取締役業務部長、関西・中京地区統括、青果営業部、国際営業部、経営企画部、デジタル推進部、通関部管掌 (現任)

監査等委員でない取締役候補者とした理由

長年にわたる営業部門での業務執行を通じ、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有していることから、監査等委員でない取締役候補者とするものです。

候補者番号

4

とみなが  
富永 超

生年月日 ..... 1967年12月13日

所有する当社株式数 ..... 5,800株

取締役会出席状況 ..... 14/14回 (100%)



男性

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- 1990年 4月 当社に入社  
2020年 4月 執行役員志布志支店長  
2023年 6月 取締役執行役員志布志支店長、九州地区統括  
2024年 4月 取締役執行役員志布志支店長、九州地区統括、コンテナ事業推進部管掌 (現任)

監査等委員でない取締役候補者とした理由

現在、志布志支店長を務めており、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有していることから、監査等委員でない取締役候補者とするものです。

候補者番号

5

おおの  
大野 武一

生年月日 ..... 1965年10月17日

所有する当社株式数 ..... 3,500株

取締役会出席状況 ..... -



男性

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1989年 4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）に入社  
2009年 4月 当社に転籍  
2013年 4月 執行役員経営企画部長  
2014年 4月 執行役員業務部長兼経営企画部長  
2016年 4月 当社に転籍  
同年 同月 執行役員業務部長、経営企画部、国際営業部担当  
2018年 4月 執行役員東京支店長  
2020年 4月 執行役員経理部長  
2023年 4月 執行役員経理部長、業務監査部担当（現任）

監査等委員でない取締役候補者とした理由

金融機関における業務経験を経て、現在は管理部門での業務執行を通じ、会社経営における豊富な経験、実績、見識を有していることから、監査等委員でない取締役候補者とするものです。

候補者番号

6

ほり  
堀 龍義

生年月日 ..... 1975年4月20日

所有する当社株式数 ..... 0株

取締役会出席状況 ..... 14/14回 (100%)



男性

社外

独立役員

略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

2010年 9月 堀特許事務所所長  
2011年11月 株式会社トーコー総研取締役（現任）  
2015年 6月 株式会社東光コンサルタントに入社  
2016年 1月 同社大阪支店長  
2016年 5月 同社執行役員大阪支店長  
2018年 4月 同社執行役員九州支店長  
2020年 5月 株式会社トーコー地質取締役（現任）  
2020年11月 株式会社東光コンサルタント取締役兼執行役員九州支店長  
2021年 4月 同社取締役兼執行役員本社事業部長  
2021年10月 同社取締役  
2022年 4月 同社常務取締役総括本部長（現任）  
2022年12月 株式会社トーコー和歌山代表取締役社長（現任）  
2023年 6月 当社社外取締役（現任）  
2024年 1月 株式会社トーコー福岡代表取締役社長（現任）

監査等委員でない独立社外取締役候補者とした理由及び独立社外取締役に期待される役割の概要

建設コンサルタント会社における長年の経験があり、経営者として豊富な経験、実績、見識を有していることから、当社経営に対する監督を実施していただくことを期待し、監査等委員でない独立社外取締役候補者とするものです。

候補者番号

7

なんぶ  
南部 雅実

生年月日 ..... 1963年1月5日

所有する当社株式数 ..... 0株

取締役会出席状況 ..... 10/10回 (100%)



略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1985年 4月 第一生命保険相互会社に入社  
2006年 4月 同社契約医務部長  
2008年 4月 同社町田支社長  
2010年 4月 第一生命保険株式会社町田支社長  
2011年 4月 同社業務部長  
2012年 4月 同社執行役員業務部長  
2015年 4月 同社常務執行役員  
2016年10月 同社取締役常務執行役員  
2020年 4月 第一生命ホールディングス株式会社専務執行役員  
同年 同月 第一生命保険株式会社代表取締役専務執行役員  
2023年 4月 同社取締役専務執行役員  
2024年 4月 同社常勤顧問  
2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

男性

社外

独立役員

監査等委員でない独立社外取締役候補者とした理由及び独立社外取締役に期待される役割の概要

金融機関における代表取締役専務執行役員の経験があり、経営者として豊富な経験、実績、見識を有していることから、当社経営に対する監督を実施していただくことを期待し、監査等委員でない独立社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。  
2. 堀龍義氏及び南部雅実氏は監査等委員でない独立社外取締役候補者です。  
3. 堀龍義氏及び南部雅実氏は現在当社の独立社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって堀龍義氏が2年、南部雅実氏が1年となります。  
4. 当社は、堀龍義氏及び南部雅実氏との間にて会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。堀龍義氏及び南部雅実氏の選任が承認された場合は、両氏との間にて当該契約を継続する予定です。その契約の内容の概要は次のとおりです。  
・独立社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、当該独立社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。  
5. 当社は、堀龍義氏及び南部雅実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。  
6. 当社は、各候補者との間にて、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内におきまして当社が補償するものです。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定です。  
7. 当社は、保険会社との間にて会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、監査等委員でない取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、すべての被保険者につきまして、保険料を全額当社が負担しております。なお、当該保険は任期中に契約を更新する予定です。

## 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）は任期が満了となりますので、改めて監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	性別
1	すずき こうじ 鈴木 康司	常務取締役 安全・品質管理部長、 総務部、経理部、 情報管理部、 業務監査部、広報部管掌	14/14回 (100%)	—	男性
2	やまもと ひろき 山本 博毅	社外 独立役員	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)	男性
3	ときた ひでゆき 鶴田 英之	社外 独立役員	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)	男性
4	すぎもと なおこ 杉本 尚子	社外 独立役員	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)	女性

候補者番号

1

す ず き  
鈴木 康司

生年月日 ..... 1960年1月23日  
所有する当社株式数 ..... 8,700株  
取締役会出席状況 ..... 14/14回 (100%)  
監査等委員会出席状況 ..... -



男性

#### 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社に入社  
2013年 4月 執行役員博多支店長  
2015年 4月 執行役員東扇島支店長、京浜地区倉庫・運輸統括  
2016年 6月 取締役執行役員東扇島支店長、京浜地区倉庫・運輸統括  
2018年 4月 取締役執行役員東扇島支店長、倉庫・運輸統括、鹿島支店管掌  
2019年 4月 取締役執行役員東扇島支店長、倉庫・運輸統括  
2023年 4月 常務取締役東扇島支店長、倉庫・運輸統括  
2024年 4月 常務取締役安全・品質管理部長、総務部、経理部、情報管理部、業務監査部、広報部管掌 (現任)

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

博多支店長、東扇島支店長を歴任し、当社の業務及び物流業界における豊富な経験、実績、見識を有していることから、監査等委員である取締役候補者とするものです。

候補者番号

2

やまもと  
山本 博毅

生年月日 ..... 1968年3月12日  
所有する当社株式数 ..... 0株  
取締役会出席状況 ..... 14/14回 (100%)  
監査等委員会出席状況 ..... 14/14回 (100%)



男性

社外

独立役員

#### 略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

- 1998年 4月 弁護士登録  
同年 同月 原・竹下法律事務所 (現弁護士法人原合同法律事務所) に入所  
2009年 4月 弁護士法人原合同法律事務所にパートナー (社員弁護士) として参加 (現任)  
2012年 2月 ユニオンツール株式会社外監査役  
2014年 2月 同社社外取締役 (現任)  
2019年 6月 当社監査役  
2021年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

#### 監査等委員である独立社外取締役候補者とした理由及び独立社外取締役に期待される役割の概要

弁護士として会社財務・法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有していることから、当社経営に対する監督、監査を実施していただくことを期待し、監査等委員である独立社外取締役候補者とするものです。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法により会社の経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により、独立社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

ときた  
鴨田  
ひでゆき  
英之

生年月日 ..... 1972年9月22日  
所有する当社株式数 ..... 0株  
取締役会出席状況 ..... 14/14回 (100%)  
監査等委員会出席状況 ..... 14/14回 (100%)



略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

1998年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)に入所  
2002年 4月 公認会計士登録  
2018年 2月 株式会社鴨田ビジネスパートナーズ代表取締役 (現任)  
2018年 3月 鴨田英之公認会計士事務所代表 (現任)  
2018年 4月 株式会社スタイルジー社外監査役 (現任)  
2021年 3月 イシン株式会社社外監査役 (現任)  
2023年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

男性

社外

独立役員

監査等委員である独立社外取締役候補者とした理由及び独立社外取締役に期待される役割の概要

公認会計士として会社財務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有していることから、当社経営に対する監督、監査を実施していただくことを期待し、監査等委員である独立社外取締役候補者とするものです。

候補者番号

4

すぎもと  
杉本  
なおこ

生年月日 ..... 1966年11月23日  
所有する当社株式数 ..... 0株  
取締役会出席状況 ..... 14/14回 (100%)  
監査等委員会出席状況 ..... 14/14回 (100%)



略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況

2002年 9月 杉本会計事務所 (杉本孝男税理士事務所)に入所  
2005年 3月 税理士登録  
2005年 4月 杉本会計事務所 (杉本尚子税理士事務所) 代表 (現任)  
2023年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

女性

社外

独立役員

監査等委員である独立社外取締役候補者とした理由及び独立社外取締役に期待される役割の概要

税理士として会社財務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有していることから、当社経営に対する監督、監査を実施していただくことを期待し、監査等委員である独立社外取締役候補者とするものです。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法により会社の経営に関与された経験はございませんが、上記の理由により、独立社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 山本博毅氏、鶴田英之氏及び杉本尚子氏は監査等委員である独立社外取締役候補者です。
3. 山本博毅氏、鶴田英之氏及び杉本尚子氏は現在当社の独立社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもつて山本博毅氏が4年、鶴田英之氏が2年、杉本尚子氏が2年となります。なお、山本博毅氏は過去に当社の監査役でした。
4. 当社は、山本博毅氏、鶴田英之氏及び杉本尚子氏との間にて会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。山本博毅氏、鶴田英之氏及び杉本尚子氏の選任が承認された場合は、各氏との間にて当該契約を継続する予定です。その契約の内容の概要は次のとおりです。
- ・独立社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該独立社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、山本博毅氏、鶴田英之氏及び杉本尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
6. 当社は、各候補者との間にて、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内におきまして当社が補償するものであります。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、保険会社との間にて会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険により填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、すべての被保険者につきまして、保険料を全額当社が負担しております。なお、当該保険は任期途中に契約を更新する予定です。

## 社外取締役の独立性基準

社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、当社における社外取締役候補者は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しないものとします。

(1) 当社及び当社の子会社（以下、当社グループ）の業務執行者（※1）

(2) 主要な取引先（※2）

- ・当社グループを主要な取引先とする者（※3）、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者

- ・当社グループの主要な取引先（※3）、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者

- ・当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者

(3) 専門家（※2）

- ・当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家

- ・当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員

(4) 寄付

当社グループから多額の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者

(5) 主要株主（※4）

当社の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合はその業務執行者

(6) 近親者

次に掲げるいずれかの者（重要でない者を除く）の近親者（配偶者または二親等以内の親族）

- ・上記（1）～（5）に該当する者

- ・当社グループの取締役、監査役、執行役員または使用人

（※1）過去10事業年度において該当する者をいう。

（※2）過去1事業年度において該当する者をいう。

（※3）当社グループとの取引が当該会社の存続や当社グループの業務に重大な影響を与える者をいう。

（※4）総議決権の10%以上の当社株式を保有する者または保有する法人をいう。

## ご参考

### 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客觀性及び取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、過半数が独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

当事業年度は、監査等委員である取締役を含む独立社外取締役3名と代表取締役の計4名で構成され、独立社外取締役が委員長を務めました。

#### (1) 指名・報酬諮問委員会の役割

取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行います。

- ・取締役の選任及び解任に関する事項
- ・取締役の報酬等に関する事項
- ・その他、取締役会が必要と判断した事項

#### (2) 指名・報酬諮問委員会の構成

- ・取締役会が選定した3名以上の取締役で構成するものとします。
- ・指名・報酬諮問委員会の過半数は、独立社外取締役とします。

なお、監査等委員でない取締役候補者は、任意の指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

## 【本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル・マトリックス】

氏名	当社における地位	指名・報酬諮問委員会	企業経営	コンプライアンス・リスクマネジメント・法務	営業・マーケティング	国際性	IT・DX・テクノロジー	ESG・サステナビリティ	財務会計	人事・労務	総合物流業及び業界の知見
原 匡史	代表取締役社長	●	○	○	○	○		○			○
西 修一	専務取締役		○	○	○	○		○		○	○
三上慎治	常務取締役		○	○	○	○	○			○	○
富永 超	取締役執行役員		○	○	○			○		○	○
大野武一	取締役執行役員		○	○	○		○	○	○		○
堀 龍義	独立社外取締役 (委員長)	●	○	○	○		○			○	
南部雅実	独立社外取締役	●	○		○					○	
鈴木康司	取締役常勤監査等委員		○	○	○			○	○	○	○
山本博毅	独立社外取締役監査等委員	●		○	○				○	○	
鶴田英之	独立社外取締役監査等委員			○				○	○		
杉本尚子	独立社外取締役監査等委員							○	○		

各取締役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

## 各スキルの定義と選定理由

スキル	定義	選定理由
企業経営	企業の代表取締役またはそれに準ずる経営経験	当社グループの企業価値向上のための経営戦略を実行・監督し、企業マネジメントを行うため
コンプライアンス・リスクマネジメント・法務	コンプライアンス体制構築・リスク管理・法務の経験・知識	企業の存続に必要な社会との調和及び倫理性の確保のため、コンプライアンスと適切なリスク管理を行うため
営業・マーケティング	営業・マーケティングの経験・知識	お得意さまのニーズを的確に捉え、時代を先取りした付加価値の高いサービスを創出し、提供を行うため
国際性	海外事業の経験・知識	国際物流の拡大に向け、海外における成長戦略の策定や海外拠点の監督を行うため
IT・DX・テクノロジー	デジタル技術の経験・知識	経営基盤の強化のためのシステム構築、セキュリティ対策、業務改革を行うため
ESG・サステナビリティ	環境マネジメント・サステナビリティ関連のリスクマネジメントの経験・知識	持続可能な社会の実現に向けて、当社の事業展開そのものが社会全体のサステナビリティ確保につながるよう、経営の監督、リスク管理を行うため
財務会計	財務戦略、会計、税務の経験・知識	経営戦略と連動した会計・財務戦略を遂行するため、成長投資、資本政策の推進、経営の監督、リスク管理を行うため
人事・労務	多様な人材の確保・育成・活用、労務の経験・知識	成長戦略の担い手である従業員の育成やエンゲージメント向上、並びに多様な人材のマネジメントを行うため
総合物流業及び業界の知見	物流業・物流業界の経験・知識	事業拡大のため、業界の習慣、規制及びルールを熟知し、変化する環境下においても具体的な施策を行うため

以上

# 事業報告 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、雇用や所得環境の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調にあったものの、地政学リスクや諸物価の高騰が継続していることなどにより、先行き不透明な状況が続きました。

物流を取り巻く環境は、深刻な人手不足やトラックドライバーなどの労働時間の制限、諸費用の高止まりなどにより、厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループでは、グループ各社の連携を一層強化し、営業の拡大、費用の削減、経営基盤の強化、社会的責任の向上に取り組んでまいりました。

国内総合物流事業では、全般的に貨物の保管残高は減少いたしましたが、コンテナ取扱数量が増加いたしました。費用の削減、新規施設の稼働、料金の改定なども収支に寄与いたしました。

国際物流事業では、中央アジア向け輸出貨物の取扱いが増加いたしましたが、海外拠点での作業や施設の費用が大幅に増加いたしました。

以上の結果、当期の営業収益は351億円（前期比4億3百万円、1.2%増収）、営業利益は11億5千5百万円（前期比1億7千6百万円、18.1%増益）となりました。営業収益、営業利益ともに前期を上回りました。

営業外収支では、支払利息が増加いたしましたが、持分法による投資利益を計上したことなどにより、経常利益は13億8千4百万円（前期比2億3千2百万円、20.1%増益）となりました。特別損益では、政策保有株式の縮減による投資有価証券売却益や保有資産の見直しによる固定資産売却損を計上いたしました。

以上により、親会社株主に帰属する当期純利益は11億2千4百万円（前期比1億4千3百万円、14.7%増益）となりました。

株主さまへの価値向上政策及び株式市場にて適正な評価を得るための取り組みの一環として、発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.57%・117,000株・総額150百万円の自己株式取得を決定し、2024年度は発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.42%・31,500株・総額42百万円の自己株式を取得し、政策保有株式のうち3銘柄を売却いたしました。

サステナビリティへの取り組みにつきましては、投資家に環境情報を提供する国際的な評価機関であるCDPのSME (Small and Medium Enterprise : 中小企業) 版への質問書に回答し、自社の環境リスクやその影響を認識し、行動している企業としてスコアB（マネジメントレベル）の評価を得ました。その他の具体的な取り組みにつきましては、「事業別の概況」に続く「サステナビリティに関する考え方及び取り組み」に記載のとおりです。

偶発債務につきましては、当社川崎支店の火災に関する損害賠償請求訴訟が提起されておりますが、当社といたしましては、事実関係の認識などに相違があるため、訴状の内容を精査の上、適切に対処してまいりました。

## 事業別の概況

※営業収益・営業利益は、セグメント間の取引を含んでおります。

### セグメント別営業収益構成比



#### 国内総合物流事業

営業収益 **31,272**百万円 営業利益 **1,095**百万円

■ 倉庫業 **30.8%** **10,932**百万円

主要港及び交通至便な内陸地に、普通倉庫をはじめ、定温倉庫、加温倉庫、冷蔵倉庫、青果物倉庫、危険物倉庫などの特殊倉庫のほか、サイロ、トランクルームなど、多種多様な倉庫を有しております。これらの施設を利用し、様々なニーズに対応した最適な物流サービスを提供しております。

■ 港湾運送業 **23.2%** **8,245**百万円

当社所有のプライベートバースなど港湾施設では、鉱石類、穀物類などの大量ばら積み貨物を、大型クレーンにて船舶から揚げ積み作業を行うなど、海陸一貫輸送サービスを展開しております。また、大型のコンテナ船からの取り卸しから、シャーシへの積載、輸出時の船舶への積み込みまで総合的なコンテナターミナル運営を行っております。

■ 自動車運送業 **16.3%** **5,787**百万円

全国をカバーするネットワーク網を構築し、普通トラックによる輸送はもとより、定温車、コンテナシャーシ及び牽引車、トレーラー、特殊タンク車等々、輸送貨物に合わせた高水準のサービスを提供しております。お得意さまからのオーダーに基づき、いち早く配車を完了させ、各部門と連携を取りながらリードタイムを短縮し、個別配送や翌日配送、時間指定にも細かく対応しております。

■ その他の業務 **17.7%** **6,305**百万円

各種物流関連施設の賃貸、工場などの構内作業、通関、船舶代理店、保険代理店など、各種物流サービスに関連する業務を行い、お得意さまが本業に注力いただけるような物流関連のアウトソーシングにおこたえしております。お得意さまそれぞれの物流課題に対して、最適なソリューションを提案しております。

#### 国際物流事業

営業収益 **4,211**百万円 営業利益 **48**百万円

陸海空を組み合わせた国際複合一貫輸送を提供しております。輸出入に伴う通関・納税など様々な法令手続には、熟練した専門スタッフが対応いたします。当社は自社拠点を軸としつつ、国内外の幅広いパートナーとともにお得意さまに最適な物流を提案しております。

## 事業別の概況

### 国内総合物流事業

#### 倉庫業

営業収益

**10,932百万円**  
(前期比△3.5%)

倉庫業の営業収益は109億3千2百万円（前期比3.5%減収）となりました。

入出庫数量は328万トン（前期329万トン）と前期比ほぼ横ばいでしたが、平均保管残高は28万トン（前期31万トン）と前期を大きく下回りました。麦などの取扱いが増加いたしましたが、米や輸入食品類、石油化学品などの取扱いが減少いたしました。



#### 港湾運送業

営業収益

**8,245百万円**  
(前期比0.1%)

港湾運送業の営業収益は82億4千5百万円（前期比0.1%増収）となりました。

穀物などの取扱い数量が減少し、ばら積み貨物の取扱い数量は492万トン（前期495万トン）と減少いたしましたが、コンテナ取扱い数量は増加いたしました。



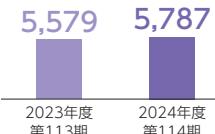
#### 自動車運送業

営業収益

**5,787百万円**  
(前期比3.7%)

自動車運送業の営業収益は57億8千7百万円（前期比3.7%増収）となりました。

コンテナ貨物の取扱い数量が増加いたしました。



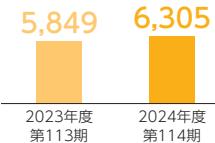
#### その他の業務

営業収益

**6,305百万円**  
(前期比7.8%)

その他の業務の営業収益は63億5百万円（前期比7.8%増収）となりました。

新規施設の稼働により物流関連施設の賃貸に伴う収入が増加いたしました。



### 国際物流事業

営業収益

**4,211百万円**  
(前期比2.7%)

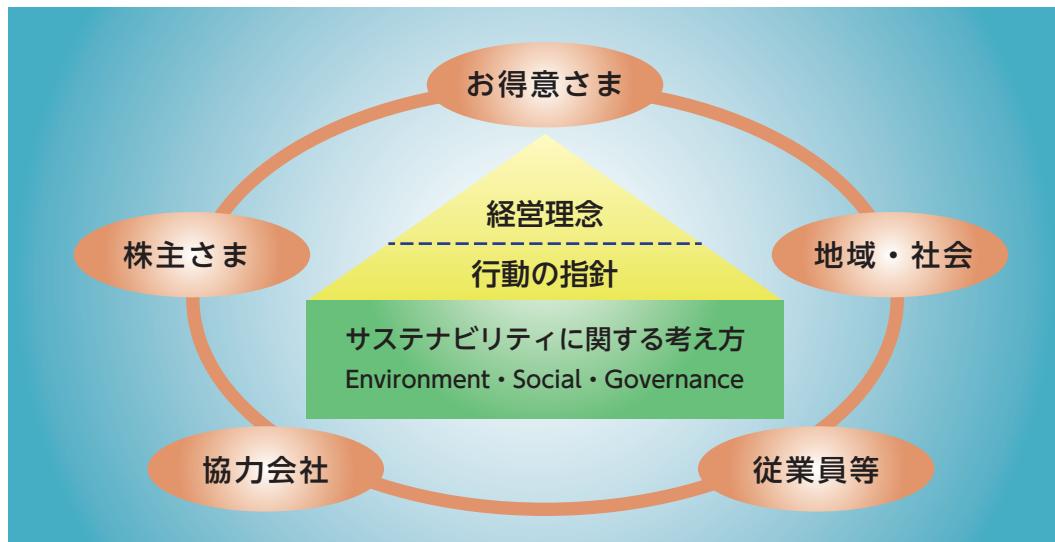
国際物流事業の営業収益は42億1千1百万円（前期比2.7%増収）、営業利益は4千8百万円（前期比44.4%減益）となりました。



## サステナビリティに関する考え方及び取り組み

当社グループは、すべてのステークホルダーにとって現在以上に価値ある企業になるために、「サステナビリティに関する考え方」をまとめております。

(当社グループのサステナビリティ概念図)



### ① 「サステナビリティに関する考え方」

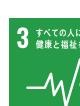
当社グループは、お得意さまをはじめ、株主さま、地域社会、協力会社、従業員などすべてのステークホルダーに対して、現在以上に価値ある企業になるために事業を展開しております。

事業展開そのものが、社会全体のサステナビリティの確保につながるよう、ESG (Environment、Social、Governance) それぞれの取り組みに対して方針を定めております。

Environment	：環境の保全	環境方針
Social	：社会への貢献	品質方針 安全衛生方針 社会・地域貢献活動推進方針 ダイバーシティ＆インクルージョン方針 人材育成方針
Governance	：ガバナンスの向上	内部統制システムの基本方針

方針に基づいた取り組み計画を長期ビジョン、経営三カ年計画、年度ごとの予算に反映し、達成状況を確認、適時適切に改善することにより、推進しております。

## ② 環境・社会・ガバナンスの取り組み

課題と対応する方針		主要な取り組み	関連するSDGs
環境の保全	「環境方針」 環境に配慮した 事業活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減型機材、施設の導入</li> <li>・カーボンニュートラルへの取り組み</li> <li>・お得意さまへのモーダルシフトの提案</li> <li>・大気汚染、水質汚濁の防止</li> <li>・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進</li> <li>・環境に関する認証などの取得※</li> </ul>	        
社会への貢献	「品質方針」 物流サービスの品質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO9001に基づく物流品質の向上</li> <li>・多種多様な貨物の特性に応じた物流品質の向上</li> <li>・DXの推進(業務の効率化、高度化及び情報サービスの提供)</li> </ul>	   
	「安全衛生方針」 安全で働きやすい 職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生管理の着実な実行</li> <li>・働きやすい職場環境の確立</li> <li>・心身両面の健康管理の強化</li> </ul>	   

※省エネ法「事業者クラス分け評価制度」：優良事業者Sクラス

※国際的な環境行動に関する格付機関であるCDPの2024年「SME(中小企業)版」への回答

※グリーン経営認証(川崎支店)、エコステージ認証(東扇島支店)を取得

課題と対応する方針		主要な取り組み	関連するSDGs
社会への貢献	「社会・地域貢献活動推進方針」 地域社会との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を通じた地域社会への貢献</li> <li>社会・地域貢献活動への参加</li> <li>業界団体や地域社会との協働</li> </ul>	    
	「ダイバーシティ&インクルージョン方針」 人材の多様性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイバーシティと女性活躍の推進</li> <li>ハラスメントの防止</li> <li>多様な人材の募集</li> <li>人権の尊重</li> </ul>	   
	「人材育成方針」 人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の能力向上</li> <li>体系的な研修プログラムの充実</li> <li>自己啓発制度の活用促進</li> <li>OJTの強化</li> <li>キャリアアップの促進</li> </ul>	 
ガバナンスの向上	「内部統制システムの基本方針」 ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス（法令遵守）の徹底</li> <li>内部統制の実効性の向上</li> <li>リスク管理体制の強化</li> <li>情報セキュリティの強化</li> <li>災害に強い設備・体制づくり</li> </ul>	    

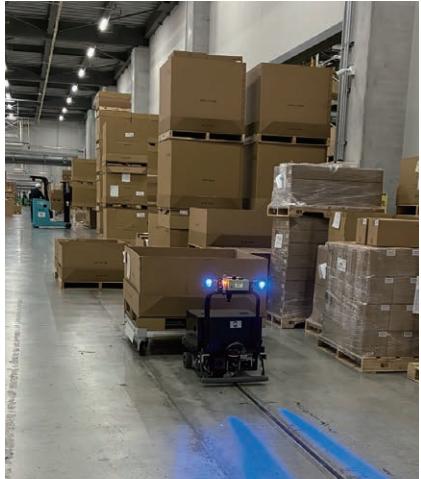
# 東洋埠頭グループ ハイライト

## 積極的な事業投資とDXの推進①

### 東扇島支店 物流DXの推進

東扇島支店では、お得意さまのニーズにおこたえするため、新たに東扇島DXセンター営業所を開設いたしました。同営業所は、最新型の自動化設備を導入し、多品種小ロット貨物の効率的な取扱いや、省人化を実現する施設です。

当社グループは、DX化や自動化により、高付加価値のサービスを提供できる施設・設備に積極的な投資をしてまいります。



### 経済産業省「DX認定事業者」の認定取得

当社は、経済産業省が定めるDX認定制度に基づき、「DX認定事業者」の認定を取得いたしました。本制度は「情報処理の促進に関する法律」に基づき、デジタル技術による社会変革を踏まえて経営者に求められる対応をまとめた「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応し、DX推進の準備が整っていると認められる企業を国が認定するものです。

当社グループは、長期ビジョンに基づき、DXを通じて達成すべき目標や戦略を具体化したDX戦略を策定しております。この戦略では、業務の標準化・デジタル化、デジタル活用による付加価値向上、さらにはロボット・AI技術を活用した物流の高度化・多様化を段階的に進めてまいります。

当社グループは、これらの取り組みにより、業務効率の向上を図るとともに、お得意さまに付加価値の高いサービスを提供し、新たな事業機会の創出と企業価値の向上を目指してまいります。





## 積極的な事業投資とDXの推進②

### 川崎支店 テント倉庫の竣工

川崎支店は、ばら積み貨物の需要拡大に対応するため、ばら積み貨物用のテント倉庫を2棟新設いたしました。本支店では、自由度が高いプライベートバースのほか、大型クレーンなど特殊な荷役機械を使用し、海陸一貫物流サービスを展開しております。

今後もお得意さまの多種多様なニーズにおこたえし、的確な物流ソリューションを提供してまいります。



## 国際物流の拡大

### 国土交通省 令和6年度「国際物流の多元化・強靭化に向けた実証調査」の実証輸送参加事業者に選定

当社グループの株式会社東洋トランスは、お得意さまと共同提案いたしましたトランസアフガニスタンルートの実証輸送が採択され、国土交通省の公募事業である令和6年度「国際物流の多元化・強靭化に向けた実証調査」の実証輸送参加事業者として選定されました。この実証輸送は、安定的なグローバルサプライチェーンの確保に向けて国際物流の多元化・強靭化を図る観点から、従来の輸送手段・ルートを代替または補完する輸送手段・ルートの有効性を検証するものです。本実証調査では、キルギスからパキスタンのカラチ港まで陸上輸送し、その後コンテナ船にて日本まで海上輸送するルートの有効性を検証いたしました。

当社グループは、国際物流における多様な物流ルートの提供を実現し、グローバルなサプライチェーンの安定化に貢献してまいります。



# 東洋埠頭グループ ハイライト

## 株主還元策の実施

### 自己株式の取得

当社は、株主さまへの価値向上政策及び株式市場にて適正な評価を得るために取り組みの一環として、発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.57%・117,000株・総額150百万円の自己株式取得を決定し、2024年度は発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.42%・31,500株・総額42百万円の自己株式を取得いたしました。

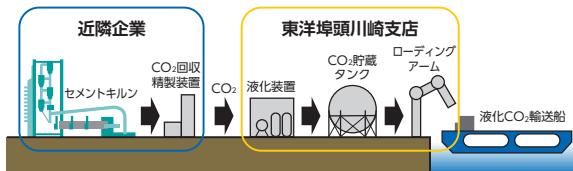
今後も株式市場にて適正な評価を得るために、「企業価値の向上」、「株主還元策の実施」、「IR の充実」に継続して取り組んでまいります。

## サステナビリティへの取り組み①

### CCS事業の検討開始

当社は、川崎臨海部の近隣企業と共同して、川崎支店を液化二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の港湾出荷基地とする検討を開始いたしました。近年、日本政府が掲げる「2050年カーボンニュートラル」実現に向けて、CO<sub>2</sub>を回収し海底に地下貯留する技術が注目されております。その社会実装を目指し、近隣企業におきまして回収されました液化CO<sub>2</sub>を川崎支店にて船舶に積み込み、貯留地まで海上輸送する構想を検討しております。

当社グループは、今後も社会全体のサステナビリティの確保に向けて積極的に取り組んでまいります。



### CDPスコアB評価の取得

当社は、2024年度のCDP「SME(中小企業)版」において、最高評価にあたるスコアBに認定されました。これは気候変動の分野においてマネジメントレベルに位置付けられると評価されたものです。CDPは環境情報の開示を推進する英国の国際的非営利団体であり、CDPへの回答の環境情報開示及びその評価プロセスは、企業の環境情報開示におけるグローバルスタンダードとして広く認知されております。

当社グループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題であることを認識し、環境に配慮した事業活動の実践により地球環境の保全に努め、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。





## サステナビリティへの取り組み②

### 社会貢献活動への取り組み

#### (川崎港子ども見学会、志布志グループにんじん収穫体験会)

2024年10月、川崎市内の小学生を対象として、川崎港運協会主催の川崎港見学会が開催されました。見学コースのうち、当社グループが運営に参画している川崎港コンテナターミナルでは、当社グループの従業員が案内役を務めました。参加者にはコンテナターミナルの仕事の説明を受けた後、荷役機械に乗車していただくとともに、空コンテナの中に入り、その大きさを実感していただきました。子供たちからは多くの質問があがり、興味津々の様子でした。物流施設のスケールの大きさを実感していただき、港が私たちの生活にどのような役割を担っているかを実際に目で見て学んでいただける機会となりました。



また、当社志布志支店及び当社グループの志布志東洋埠頭株式会社は、耕作放棄地を有効に活用した米や野菜づくりを行っております。地元保育園などのお子さんたちや先生方、総勢73名をお招きし、にんじん収穫体験会を開催いたしました。当初は13名での開催でしたが地元から農業体験の貴重な機会だと要望され、回数を増やして開催し、活動の輪が広がりました。

当社グループは、今後も地元の自治体や各団体とともに、地域社会に貢献し、SDGs活動に一層取り組んでまいります。

### もったいないフルーツの活用

「地球を犠牲にせず、できることから少しづつ。」をキャッチコピーとして、まだおいしく食べられるにもかかわらず、様々な理由で捨てられてしまう「もったいないフルーツ」を救出するというプロジェクトをお得意さまが展開しております。当社グループでは、本プロジェクトに賛同して定期的に「もったいないフルーツ」を購入しております。この活動を通じて、従業員の健康増進とサステナビリティへの意識向上を図っております。

当社グループは、今後もSDGsの実現に向けた活動を進めてまいります。



## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中におきまして実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、3,105百万円であり、その主なものは次のとおりです。

### ① 当連結会計年度中に完成・取得した主要設備

- ・川崎支店におきまして、野積場を拡大し、2024年8月に稼働いたしました。
- ・東扇島支店におきまして、自動化設備を配した営業所を開設し、2025年1月に稼働いたしました。
- ・川崎支店におきまして、ばら積み貨物用のテント倉庫を2棟新設し、2025年3月に稼働いたしました。

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・博多支店におきまして、天井クレーンを配した倉庫の新設を進めており、2025年8月に稼働予定です。
- ・常陸那珂事業所におきまして、天井クレーンを配した倉庫の新設を進めており、2025年11月に稼働予定です。

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失

- ・保有資産の見直しによる固定資産売却損を計上いたしました。

## (3) 資金調達の状況

社債や新株式発行等による資金調達はございません。

金融機関からの借入れによって資金調達を行っております。

#### (4) 対処すべき課題

##### (1) 長期ビジョン、経営三力年計画 (Fly to the Next 2025) の達成

当社グループは、2028年度に創業100周年を迎えます。お得意さま、株主さま、地域社会、協力会社、従業員などすべてのステークホルダーに対し、現在以上に価値ある企業として持続的に発展した姿を目指します。

長期ビジョン・創業100周年にあるべき姿は次のとおりです。

- ① 得意な事業展開と独自性の發揮
- ② 既存事業の継続、国際物流の拡大、新規基幹事業の稼働、積極的な事業投資による持続的な発展
- ③ 働きやすい職場環境（施設・体制・働き方改革）の確立
- ④ 社会全体のサステナビリティ確保への貢献
- ⑤ グループ営業収益500億円の達成

この長期ビジョンを見据えた成長戦略に基づき、2025年度を最終年度とする経営三力年計画 (Fly to the Next 2025) を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。一方、当社グループを取り巻く経営環境は、ウクライナ情勢の長期化や諸物価の高騰など、依然として不透明な状況が続いております。このような中、当社グループでは、営業の拡大と経営基盤の強化に向けて次の取り組みを推進してまいります。

###### ① 新たな収益の柱となる新規業務の本格稼働

現在、2025年度中の稼働を目指して常陸那珂事業所構内に天井クレーン付き普通倉庫を建設しております。また、カザフスタン共和国では倉庫拡張を進めております。お得意さまの多種多様なニーズに対して積極的に投資を行うほか、最適な物流提案を通じて取扱数量の増加を図り、国内及び中央アジア諸国を中心とした国際物流事業の拡大に取り組んでまいります。さらに、カーボンニュートラル社会の実現に向け、「先進的CCS事業（二酸化炭素の分離回収・輸送・貯留）に係る設計作業等」に参画し、当社での液化二酸化炭素の港湾出荷基地の整備につきまして、新たに専門部署を設置して具体的な検討を推進してまいります。

###### ② 施設設備の更新

当社は、倉庫や荷役機器など多くの施設設備を保有しており、長期間安定的に稼働させるために、安全かつ確実に更新する必要があります。環境及び災害対策を図りながら、計画的な更新を実施してまいります。また、改修や建て替えの際は、収益性や安全性を高め、環境に配慮した施設設備への更新を進めてまいります。

###### ③ 人材の確保及び人材育成体制の整備による一人ひとりの能力・組織力の向上

少子高齢化、仕事に対する価値観の変化などにより、人手不足の問題は年々深刻化しております。人材の確保と定着率の維持向上、人材育成は重要な経営課題です。

インターンシップによる学生のキャリアビジョン醸成や会社見学会、広報活動を充実させ、ダイバーシティの促進を行い、人材の確保に努めてまいります。また、制度の見直し、休暇制度や福利厚生の充実を図り、働きがいや働きやすい職場環境の整備を進め、従業員の定着率向上を図ってまいります。さらに、専門職の育成、グループ内人事交流の活性化、体系立てた研修などを実施するとともに、上司と部下、職場内でのコミュニケーションの促進を図り、人材育成体制を整備し、一人ひとりの能力と組織力を向上させてまいります。

④ DX推進による社内体制（業務、システム、人材など）の効率化・強化

2024年度は経済産業省が定めるDX認定制度の「DX認定事業者」の認定を取得いたしました。また、物流業界の働き方改革関連法（2024年問題）に対し、配車システム、トラック予約受付システムの活用や貨物ピッキングシステムの導入により、配送の効率化や自社倉庫におけるトラック待機の時短化を図ってまいりました。さらに、東扇島DXセンター営業所を開設し、物流現場でのDX化を推進しております。今後も標準化、システム化、業務改革のほか、営業推進、システム企画など本社機能の強化を行い、改革を促進してまいります。

(2) 株主さまへの価値向上政策及び株式市場にて適正な評価を得るための取り組み

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ的確に捉えるために必要となる株主資本の水準を安定して保持することを基本政策としております。

資本コストや株価を意識した経営に向けて、一層の資本効率の向上及び機動的な資本政策を継続的に取り組むことは重要な経営課題です。そのため、「企業価値の向上」、「株主還元策の実施」、「IRの充実」に引き続き取り組んでまいります。

① 配当政策

財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、利益水準にかかわらず年間配当金50円を下限として、業績、利益の状況、今後の経済状況などを取締役会で審議して、配当性向30%を目指し妥当な配当額を決定し、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

当社の主たる事業の倉庫業、港湾運送業は、施設に多額の投資を必要とし、その回収は長期にわたります。つきましては、これらの設備投資は長期的観点から計画的かつ持続的に実施する必要がございます。また、このことにより安定的な経営基盤が確保されるものと考えております。

② 自己株式の取得

定款第7条の定めにより、自己株式の取得を市場取引や公開買付けにより機動的に実施できる体制を整備しております。自己株式を取得することは経営上の選択肢の一つと考えております。2024年度から開始いたしました自己株式の取得を2025年度も継続してまいります。

③ 政策保有株式の縮減

政策保有株式の持ち合い解消、保有先の売却につきまして、今後も資本収益性や投資計画を見据え、引き続き銳意交渉を進めてまいります。

(3) コンプライアンスへの取り組み

企業の存続に必要な社会との調和及び倫理性を確保し、コンプライアンスへの取り組みを継続することは当社グループの責務であり、重要な経営課題です。

そのため、「コンプライアンス規則」、「内部通報規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会、独立社外取締役が関与する内部通報窓口を設置しているとともに、業務監査部による内部監査やグループ全従業員に対して定期的に研修を実施しております。研修後のフォローアップを充実させてグループ全従業員の理解度を深め、コンプライアンス体制を推進してまいります。

#### (4) リスクマネジメントへの取り組み

事業の円滑な運営を目的として、経営環境の変化に対応し、リスクの発生防止及び発生したリスクへの対策を迅速かつ適正に行なうことは、重要な経営課題です。

そのため、「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しているとともに、リスクマネジメントへの取り組みを推進しております。また、重大なリスクと評価した場合は、個別に対策を見直し、強化してまいります。

##### ① 安全及び物流品質向上への取り組み

お得意さまにご満足いただけるより良いサービスを提供するため、安全で安心な職場環境を整備し、物流品質の向上を図ることは、重要な経営課題です。そのため、安全衛生と物流品質マネジメントを強化するため、安全・品質管理部を設置し、労働災害の防止やISO9001に基づく物流品質の向上に取り組んでおります。また、安全性向上や効率化に資する設備投資も積極的に推進してまいります。

##### ② 情報セキュリティ対策の推進

総合物流サービスの提供におきまして、情報システム網の安定性を確保することは重要な経営課題です。サイバー攻撃リスクが上昇する経営環境の中、経営陣が主体的に関与する情報セキュリティ対策を推進してまいります。

##### ③ 地政学リスクへの対応

ウクライナ情勢の長期化などの地政学リスクが存在し、世界的なサプライチェーンに影響を与えております。当社グループは国際物流事業におきまして、新たな貨物の獲得や物流ルート開拓を進めております。また、有事の際は従業員の安全を確保することを最優先事項とし、現地の状況把握などにつきまして国内からも速やかに情報収集に努められるリスク管理体制を推進してまいります。

##### ④ 個別債務への対応

当社川崎支店の火災に関する損害賠償請求訴訟が提起されておりますが、事実関係の認識などに相違があるため、訴状の内容を精査の上、引き続き適切に対処してまいります。

## (5) サステナビリティへの取り組み

当社グループは、2030年までに国際社会が協力して取り組むべき課題をまとめた「持続可能な開発目標」の理念に則り、事業を通じてSDGs (Sustainable Development Goals) の実現に向けた活動を進めてまいります。

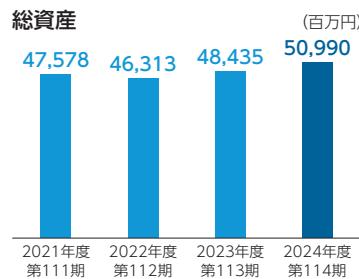
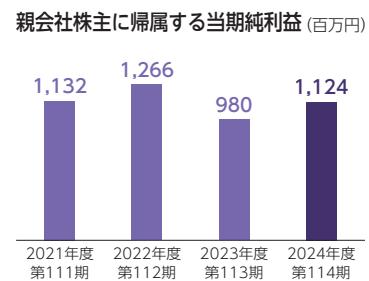
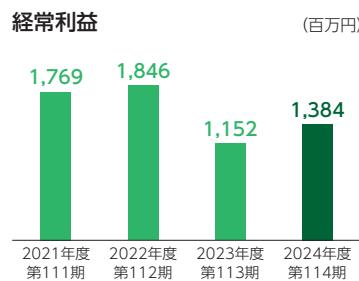
### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (5) 財産及び損益の状況の推移

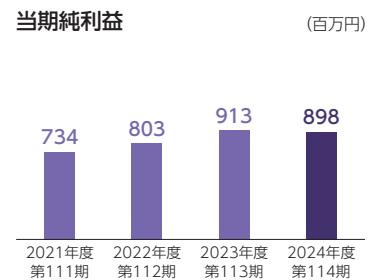
### ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区分	2021年度 第111期	2022年度 第112期	2023年度 第113期	2024年度 第114期 (当期)
営業収益 (百万円)	36,123	38,086	34,697	35,100
経常利益 (百万円)	1,769	1,846	1,152	1,384
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,132	1,266	980	1,124
1株当たり当期純利益 (円)	147.10	165.15	131.56	151.76
総資産 (百万円)	47,578	46,313	48,435	50,990



② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区分	2021年度 第111期	2022年度 第112期	2023年度 第113期	2024年度 第114期 (当期)
営業収益 (百万円)	27,833	29,190	28,784	29,025
経常利益 (百万円)	1,214	1,243	995	1,012
当期純利益 (百万円)	734	803	913	898
1株当たり当期純利益 (円)	95.11	104.51	122.20	120.98
総資産 (百万円)	45,777	44,582	46,526	48,848



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社東洋埠頭青果センター	100百万円	100%	倉庫業、港湾運送業
株式会社東洋トランス	100	同 100	航空貨物代理店業、国際複合一貫輸送業
東京東洋埠頭株式会社	50	同 100	一般貨物荷役業
鹿島東洋埠頭株式会社	30	同 75.5	港湾運送業、一般貨物荷役業
志布志東洋埠頭株式会社	20	同 90	倉庫業、港湾運送業、自動車運送業、一般貨物荷役業
東永運輸株式会社	20	同 100	自動車運送業
		（株）東洋トランスの出資比率	
○○○東洋トランス	1,000万ルーピル	100%	倉庫業、国際複合一貫輸送業
○○○T B東洋トランス	145	同 100	通関業、輸送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はございません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、国内総合物流事業、国際物流事業の二つの事業別セグメントにて構成されております。

各事業の概要は次のとおりです。

### ① 国内総合物流事業

倉 庫 業：倉庫施設（普通倉庫、サイロ、青果物倉庫、冷蔵倉庫など）における貨物の保管並びに入出庫作業  
及び荷捌作業を主とする業務

港 湾 運 送 業：大型荷役機械を使用するばら積み貨物の海陸一貫作業や本船荷役作業、ターミナルでのコンテナ取扱  
作業などを主とする業務

自動車運送業：貨物自動車などによる輸配送を主とする業務

その他の業務：海上運送や通関、施設賃貸や工場構内作業を主とする業務

### ② 国際物流事業

株式会社東洋トランスと○○○東洋トランス、○○○T B東洋トランスによる国際輸送、倉庫、通関を主とする業務

## (8) 主要な営業所

本 店：東京都中央区晴海一丁目8番8号  
支 店：東京支店（東京都）・川崎支店（神奈川県）・東扇島支店（神奈川県）・大阪支店（大阪府）・  
博多支店（福岡県）・鹿島支店（茨城県）・志布志支店（鹿児島県）  
事 業 所：大井事業所（東京都）・常陸那珂事業所（茨城県）  
重要な子会社：株式会社東洋埠頭青果センター（大阪府）・株式会社東洋トランス（東京都）・  
東京東洋埠頭株式会社（東京都）・鹿島東洋埠頭株式会社（茨城県）・  
志布志東洋埠頭株式会社（鹿児島県）・東永運輸株式会社（大阪府）・  
〇〇〇東洋トランス（モスクワ）・〇〇〇T B東洋トランス（モスクワ）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
国内総合物流事業	721名	16名増
国際物流事業	126名	4名減
合計	847名	12名増

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
324名	4名増

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,054百万円
株式会社みずほ銀行	4,054百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,935百万円
農林中央金庫	1,524百万円
第一生命保険株式会社	1,000百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 25,830,000 株

(2) 発行済株式の総数 7,740,000 株

(3) 株主数 6,951 名

(4) 大株主（上位10名）

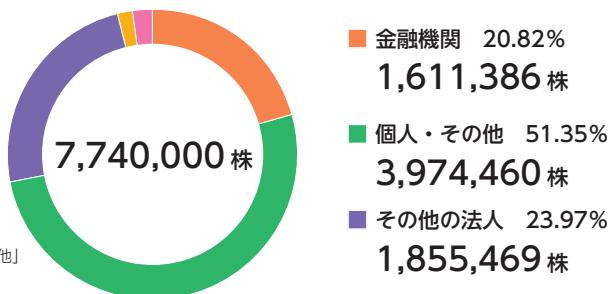
株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
第一生命保険株式会社	468	6.32
三井埠頭株式会社	348	4.70
株式会社デイ・シイ	311	4.21
朝日生命保険相互会社	266	3.60
東洋埠頭従業員持株会	218	2.94
篠川宏明	215	2.90
明治安田生命保険相互会社	207	2.80
太陽生命保険株式会社	190	2.57
株式会社三菱UFJ銀行	188	2.54
株式会社みずほ銀行	188	2.54

（注）持株比率は自己株式（340,177株）を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況（2025年3月31日現在）

■ 外国法人等 2.07%  
159,980 株  
■ 金融商品取引業者 1.79%  
138,705 株

（注）自己株式340,177株は「個人・その他」に含めています。



(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はございません。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	原 匡 史	
専務取締役	西 修 一	川崎支店長
常務取締役	鈴 木 康 司	安全・品質管理部長、総務部、経理部、情報管理部、業務監査部、広報部管掌
常務取締役	三 上 慎 治	業務部長、関西・中京地区統括、青果営業部、国際営業部、経営企画部、デジタル推進部管掌
取締役	富 永 超	志布志支店長、九州地区統括、コンテナ事業推進部管掌
取締役	堺 龍 義	株式会社東光コンサルタント 常務取締役統括本部長、 株式会社トーコー総研 取締役、株式会社トーコー地質 取締役、 株式会社トーコー和歌山 代表取締役社長、株式会社トーコー福岡 代表取締役社長
取締役	南 部 雅 実	第一生命保険株式会社 常勤顧問
取締役 (常勤監査等委員)	山 口 哲 生	
取締役 (監査等委員)	山 本 博 毅	弁護士法人原合同法律事務所 パートナー (社員弁護士)、 ユニオンツール株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	鶴 田 英 之	株式会社鶴田ビジネスパートナーズ 代表取締役、 鶴田英之公認会計士事務所 代表、株式会社スタイルナー 社外監査役、 イシン株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	杉 本 尚 子	杉本会計事務所 (杉本尚子税理士事務所) 代表

- (注) 1. 取締役 堀龍義氏及び南部雅実氏、取締役 (監査等委員) 山本博毅氏、鶴田英之氏及び杉本尚子氏は、独立社外取締役です。  
 2. 取締役 (監査等委員) 鶴田英之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 3. 取締役 (監査等委員) 杉本尚子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門などとの十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山口哲生氏を常勤の監査等委員として選定しております。  
 5. 当社は、取締役 堀龍義氏及び南部雅実氏、取締役 (監査等委員) 山本博毅氏、鶴田英之氏及び杉本尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。  
 6. 取締役 南部雅実氏は、2025年3月31日をもって第一生命保険株式会社 常勤顧問を退任しております。  
 7. 取締役 (監査等委員) 鶴田英之氏は、2025年6月25日をもってイシン株式会社 社外監査役を退任予定です。

### (2) 執行役員の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
執行役員	富 永 超	志布志支店長、九州地区統括、コンテナ事業推進部管掌
執行役員	坂 本 啓 則	広報部長
執行役員	大 野 武 一	経理部長、業務監査部担当
執行役員	原 田 弘 之	鹿島支店長
執行役員	松 本 邦 宏	総務部長
執行役員	土 井 隆 一	大阪支店長
執行役員	町 田 岳 彦	東扇島支店長
執行役員	山 田 正 二	常陸那珂事業所長
執行役員	佐 藤 利 行	東京支店長

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間にて、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

### (4) 補償契約の内容の概要

当社は、監査等委員でない取締役 原匡史氏、西修一氏、鈴木康司氏、三上慎治氏、富永超氏、堀龍義氏及び南部雅実氏、監査等委員である取締役 山口哲生氏、山本博毅氏、鴨田英之氏及び杉本尚子氏との間にて、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内におきまして当社が補償することとしております。但し、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員の悪意または重過失に起因して生じた損失につきましては、補償の対象としないこととしております。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間にて締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び執行役員であり、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険により填補することとしております。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されないなどの免責事由を設けております。

### (6) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	9名 (3名)	178百万円 (10百万円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	4名 (3名)	40百万円 (18百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (6名)	218百万円 (28百万円)

- (注) 1. 上表には、2024年6月26日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬の総額は、2021年6月25日開催の第110回定時株主総会におきまして月額20百万円以内（うち社外取締役月額2百万円以内）と決議しております。当該決議の時点における対象となる取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。  
4. 取締役（監査等委員）の報酬の総額は、2021年6月25日開催の第110回定時株主総会におきまして月額4百万円以内と決議しております。当該決議の時点における対象となる取締役（監査等委員）の員数は3名です。  
5. 当社の監査等委員会より、監査等委員でない取締役の報酬につきましては、監査等委員である取締役を含む過半数が独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会での審議を経て決定されており、報酬額の算定方法及び報酬水準などに指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

## (7) 社外役員等に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の会社との関係

- ・監査等委員でない取締役 堀龍義氏は、株式会社東光コンサルタントの常務取締役総括本部長、株式会社トーコー総研の取締役、株式会社トーコー地質の取締役、株式会社トーコー和歌山の代表取締役社長及び株式会社トーコー福岡の代表取締役社長です。当社と各兼職先との間には特別の関係はございません。
- ・監査等委員でない取締役 南部雅実氏は、第一生命保険株式会社の常勤顧問です。当社と兼職先との間には特別の関係はございません。
- ・監査等委員である取締役 山本博毅氏は、弁護士法人原合同法律事務所のパートナー（社員弁護士）及びユニオンツール株式会社の社外取締役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はございません。
- ・監査等委員である取締役 鶴田英之氏は、株式会社鶴田ビジネスパートナーズの代表取締役、鶴田英之公認会計士事務所の代表、株式会社スタイルジャーの社外監査役、イシン株式会社の社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はございません。
- ・監査等委員である取締役 杉本尚子氏は、杉本会計事務所（杉本尚子税理士事務所）の代表です。当社と兼職先との間には特別の関係はございません。

### ② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・監査等委員でない取締役 堀龍義氏は、当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜意見を述べております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会5回すべてに出席し、客観的・中立的立場にて当社の役員候補者の選定や役員報酬などの決定過程における監督機能を主導しております。
- ・監査等委員でない取締役 南部雅実氏は、2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜意見を述べております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会5回すべてに出席し、客観的・中立的立場にて当社の役員候補者の選定や役員報酬などの決定過程における監督機能を主導しております。
- ・監査等委員である取締役 山本博毅氏は、当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜意見を述べております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会5回すべてに出席し、客観的・中立的立場にて当社の役員候補者の選定や役員報酬などの決定過程における監督機能を主導しております。
- ・監査等委員である取締役 鶴田英之氏は、当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回すべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、客観的・中立的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査等委員である取締役 杉本尚子氏は、当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回すべてに出席し、税理士としての専門的見地に基づき、客観的・中立的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## (8) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、次に掲げる取締役の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会決議により定めております。

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、個々の取締役の各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。

### ② 個人別の報酬等の額または算出方法の決定方針（会社法施行規則第98条の5第1号）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ③ 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合の決定方針（会社法施行規則第98条の5第4号）及び報酬等を与える時期または条件の決定方針（会社法施行規則第98条の5第5号）

月例の固定報酬をすべてとする。

### ④ 個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任する場合、以下の事項のとおりとする。（会社法施行規則第98条の5第6号）

- ・当社は、各取締役の固定報酬の額の決定について、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業に対する割合、貢献度等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているため、代表取締役社長に委任する。
- ・取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申した結果に基づき、各取締役の固定報酬の額を決定する。

## (9) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記「取締役の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について、上記「取締役の報酬等の内容に係る決定方針」との整合性を含め総合的に検討を行い取締役会に答申しております。取締役会はその答申内容を尊重し、当該方針に沿うものであると判断しております。

## (10) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、各取締役の固定報酬の額の決定は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業に対する貢献度の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているため、取締役会におきまして代表取締役社長原匡史に委任する旨の決議を行い、代表取締役社長原匡史が決定しております。

取締役会から委任を受けた代表取締役社長原匡史は、独立社外取締役3名と社内取締役1名で構成する指名・報酬諮問委員会が取締役会へ答申した内容に基づき、各取締役の固定報酬の額を決定しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠につきまして過去の監査実績及び報酬の推移に照らして検討を加えた結果、会計監査人の報酬等につきまして、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

### (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主さまに対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、利益水準にかかわらず年間配当金50円を下限として、業績、利益の状況、今後の経済状況などを取締役会で審議して、配当性向30%を目指して妥当な配当額を決定し、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>10,777</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,593</b>
現金及び預金	4,886	営業未払金	2,472
受取手形、営業未収入金及び契約資産	4,166	短期借入金	6,140
リース投資資産	634	リース債務	23
原材料及び貯蔵品	254	未払金	1,279
前払費用	160	未払法人税等	312
その他	677	設備関係支払手形	176
貸倒引当金	△2	その他	1,189
<b>固定資産</b>	<b>40,213</b>	<b>固定負債</b>	<b>11,866</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>28,578</b>	長期借入金	9,832
建物及び構築物	16,027	リース債務	81
機械及び装置	3,000	繰延税金負債	1,290
船舶及び車両運搬具	70	退職給付に係る負債	443
工具、器具及び備品	234	資産除去債務	36
土地	8,886	その他	182
リース資産	99	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,460</b>
建設仮勘定	260	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>799</b>	<b>株主資本</b>	<b>22,649</b>
その他	799	資本金	8,260
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,835</b>	資本剰余金	5,181
投資有価証券	8,741	利益剰余金	9,698
長期貸付金	3	自己株式	△492
退職給付に係る資産	281	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,701</b>
繰延税金資産	200	その他有価証券評価差額金	3,610
その他	1,632	為替換算調整勘定	177
貸倒引当金	△23	退職給付に係る調整累計額	914
<b>資 产 合 計</b>	<b>50,990</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>179</b>
		<b>純 資 产 合 計</b>	<b>27,530</b>
		<b>負 債 純 資 产 合 計</b>	<b>50,990</b>

(百万円未満切捨)

# 連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		35,100
営業原価		31,557
営業総利益		3,543
販売費及び一般管理費		2,388
営業利益		1,155
営業外収益		447
受取利息	5	
受取配当金	256	
受取地代家賃	81	
持分法による投資利益	24	
その他	78	
営業外費用		218
支払利息	160	
為替差損	40	
その他	17	
経常利益		1,384
特別利益		631
固定資産売却益	3	
補助金収入	140	
投資有価証券売却益	487	
特別損失		346
固定資産売却損	224	
固定資産除却損	121	
投資有価証券売却損	1	
税金等調整前当期純利益		1,668
法人税、住民税及び事業税	531	
法人税等調整額	△12	
当期純利益		1,150
非支配株主に帰属する当期純利益		25
親会社株主に帰属する当期純利益		1,124

(百万円未満切捨)

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>9,857</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,385</b>
現金及び預金	4,704	営業未払金	2,173
受取手形、営業未収入金及び契約資産	3,658	短期借入金	5,744
リース投資資産	634	長期借入金(一年以内返済)	2,084
原材料及び貯蔵品	245	リース債務	12
前払費用	124	未払金	1,212
立替金	391	未払費用	431
その他	102	未払法人税等	239
貸倒引当金	△2	預り金	120
<b>固定資産</b>	<b>38,990</b>	設備関係支払手形	176
<b>有形固定資産</b>	<b>28,745</b>	その他	190
建物	12,862	<b>固定負債</b>	<b>12,047</b>
構築物	3,515	長期借入金	9,832
機械及び装置	2,938	リース債務	25
車両運搬具	18	繰延税金負債	959
工具、器具及び備品	209	退職給付引当金	1,052
土地	8,905	資産除去債務	36
リース資産	36	その他	141
建設仮勘定	260		
<b>無形固定資産</b>	<b>795</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>24,432</b>
ソフトウェア	602		
港湾等施設利用権	183		
その他の施設利用権	9		
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,449</b>		
投資有価証券	7,923	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	304	<b>株主資本</b>	<b>20,929</b>
長期貸付金	2,074	資本金	8,260
従業員長期貸付金	3	資本剰余金	5,181
差入保証金	537	資本準備金	4,276
長期前払費用	630	その他資本剰余金	905
その他	61	<b>利益剰余金</b>	<b>7,953</b>
貸倒引当金	△2,086	その他利益剰余金	7,953
<b>資 产 合 計</b>	<b>48,848</b>	固定資産圧縮積立金	284
		買換資産積立金	359
		別途積立金	670
		繰越利益剰余金	6,639
		<b>自己株式</b>	<b>△466</b>
		評価・換算差額等	3,486
		その他有価証券評価差額金	3,486
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,415</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>48,848</b>

(百万円未満切捨)

# 損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		29,025
営業原価		26,517
営業総利益		2,507
販売費及び一般管理費		1,736
営業利益		771
営業外収益		461
受取利息及び配当金	279	
その他	182	
営業外費用		220
支払利息	177	
その他	43	
経常利益		1,012
特別利益		627
固定資産売却益	0	
補助金収入	140	
投資有価証券売却益	487	
特別損失		346
固定資産売却損	224	
固定資産除却損	121	
投資有価証券売却損	1	
税引前当期純利益		1,293
法人税、住民税及び事業税	418	
法人税等調整額	△23	394
当期純利益		898

(百万円未満切捨)

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

東洋埠頭株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向出勇治  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本雄一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）偶発債務に記載されているとおり、会社の川崎支店の火災によって延焼した近隣の施設の事業者及び所有者より、会社に対する損害賠償請求訴訟が提起されており、当該訴訟の推移によっては、将来金銭的負担が生じる可能性があるが、現時点では連結計算書類に与える影響を合理的に見積もることは困難な状況である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

東洋埠頭株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向出勇治  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本雄一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表（貸借対照表に関する注記）偶発債務に記載されているとおり、会社の川崎支店の火災によって延焼した近隣の施設の事業者及び所有者より、会社に対する損害賠償請求訴訟が提起されており、当該訴訟の推移によっては、将来金銭的負担が生じる可能性があるが、現時点では計算書類に与える影響を合理的に見積もることは困難な状況である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、重点監査項目及び職務の分担等を含めた監査計画に従い、会社の内部監査部門と連携の上、インターネットを経由したオンラインビデオ会議システム等の手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席し取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

東洋埠頭株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	山 口 哲 生	印
監査等委員	山 本 博 毅	印
監査等委員	鶴 田 英 之	印
監査等委員	杉 本 尚 子	印

（注）監査等委員 山本博毅、鶴田英之及び杉本尚子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

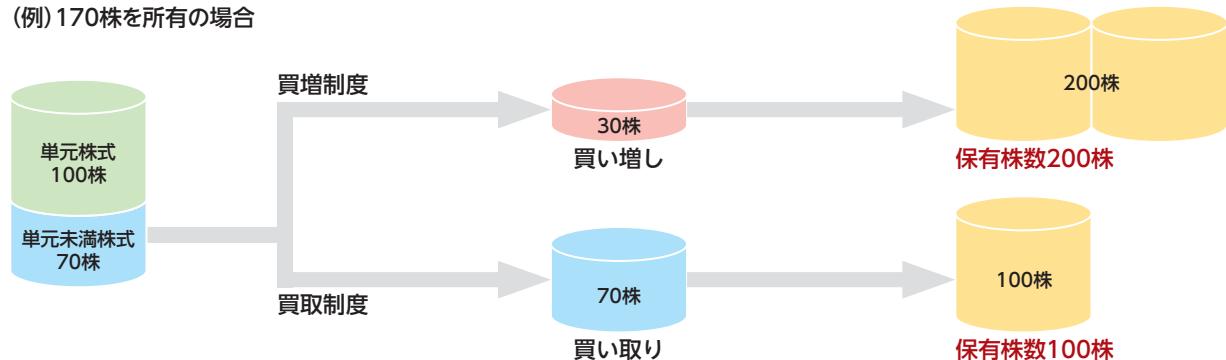
以上

## 単元未満株式を所有されている株主さまへのご案内

当社の株式は1単元が100株となっております。証券市場では1単元が取引単位となっており、100株未満の株式を売買することはできません。

単元未満株式を所有されている株主さまには単元未満株式の買増・買取制度をご利用いただけます。

(例) 170株を所有の場合



**買増制度** 株主さまの所有されている単元未満株式と合計で1単元（100株）となる数の単元未満株式の買い増しを、当社にご請求いただく制度です。

**買取制度** 株主さまの所有されている単元未満株式の買い取りを、当社にご請求いただく制度です。

お手続の詳細に関しましては、株主さまの所有されている当社株式が、証券口座に記録されている場合はお取引のある証券会社に、特別口座に記録されている場合は、当社特別口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

## 株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続で必要となります。  
このため、株主さまから、お取引の証券会社などへマイナンバーをお届出いただく必要があります。

### 株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

#### 主な支払調書

- \* 配当金に関する支払調書
- \* 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

マイナンバーの利用範囲には株式の税務関係手続も含まれます。株主さまはお取引の証券会社などへマイナンバーをお届出ください。

### マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

● 証券口座にて株式を管理されている株主さま  
お取引の証券会社までお問い合わせください。

● 証券会社とのお取引がない株主さま  
次のフリーダイヤルまでお問い合わせください。  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711 (通話料無料) (土・日・祝日などを除く)

受付時間:  
9:00 ~ 17:00

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都江東区有明三丁目5番7号  
TOC有明4階 WESTホール

## 交通

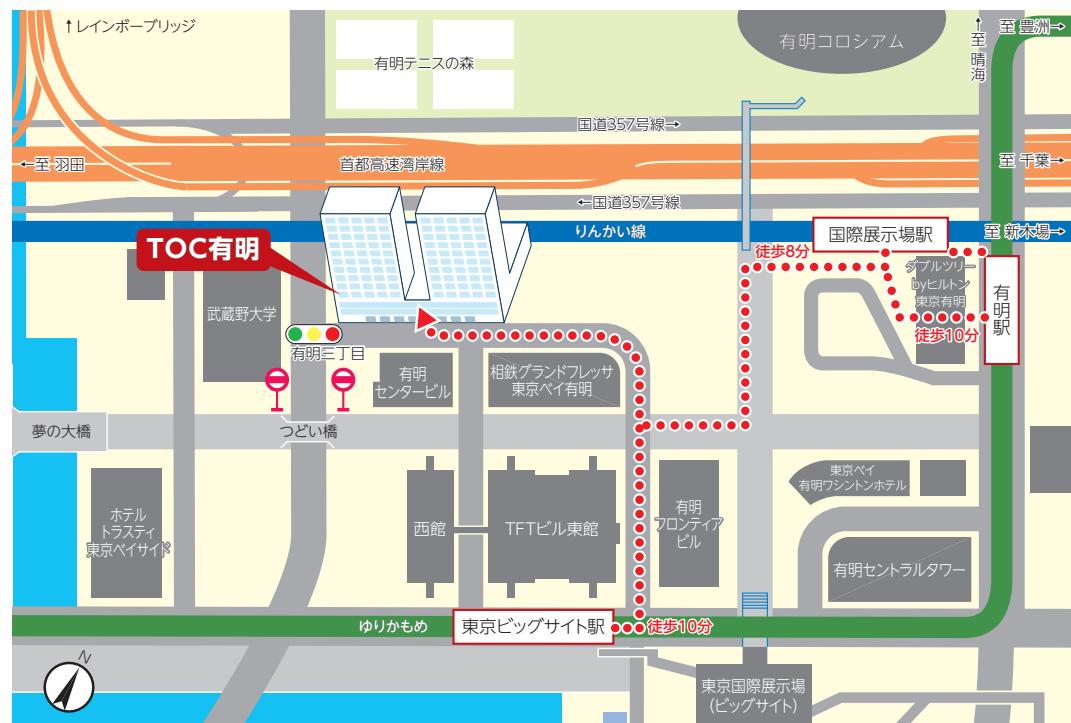
東京臨海高速鉄道りんかい線  
東京臨海新交通臨海線  
(ゆりかもめ)

東京駅丸の内南口より都営バス都05-2系統、  
もしくは東京駅八重洲口より都営バス東16系統

「東京ビッグサイト行き」約40分「武蔵野大学前」下車 徒歩約6分

国際展示場駅（出口B）  
東京ビッグサイト駅 1A出口  
有明駅 1A・1B出口

徒歩約 8分  
徒歩約10分  
徒歩約10分



スマートフォンやタブレット  
端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

